

平成 1 7 年度

# 公害苦情調査結果報告書

平成 1 9 年 3 月

宮城県環境生活部環境政策課

# 平成 17 年度公害苦情調査結果報告書目次

	ページ
はじめに（利用に際して）	1
1 平成 17 年度公害苦情の概要	2
2 公害苦情の各分類別受理状況	4
a 公害の種類別苦情件数	4
(1) 典型 7 公害	4
(2) 典型 7 公害以外	5
b 市町村別苦情件数	6
c 用途地域別苦情件数	7
d 被害の種類別苦情件数	7
e 月別の苦情受理件数	8
3 公害苦情の処理状況	9
a 公害苦情の発生状況	9
(1) 苦情申立人の立場	9
(2) 公害の発生態様	10
(3) 被害戸数	10
(4) 苦情の対象となった時間帯	11
(5) 法令との関係	12
b 公害苦情の処理状況	13
(1) 処理方法	13
(2) 行政上の措置	13
(3) 申立人の満足度	14
(4) 防止対策	14
(5) 調停等の申請状況	15

## はじめに（利用に際して）

この報告書は、公害等調整委員会の公害苦情調査に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの 1 年間において、県内の市町村及び県保健所の公害苦情相談窓口へ寄せられた公害に関する苦情の受付状況及び処理状況を取りまとめたものです。公害苦情相談窓口では、公害紛争処理法でいう公害（典型 7 公害）に関する苦情のほか、廃棄物の不法投棄など典型 7 公害以外の苦情も取り扱っているところもあり、これらの苦情についても併せて調査の対象としています。

本調査の集計方法は、平成 6 年度から、従前の集計票方式から苦情 1 件につき 1 枚の調査票を作成する個票形式に変更されました。また、「車両の搬出入」、「路上駐車」、「放置自転車」及び「動物による咬傷又はその危険性」に対する苦情は調査対象外とされました。さらに、平成 16 年度には、典型 7 公害以外の種類別項目を「廃棄物投棄」と「その他」の 2 項目にするなど、調査項目について見直しが行われています。以上のことから、今回の調査結果は、平成 15 年度以前のデータと直接比較できない場合があるので、経年比較を行う際には御注意ください。

## 1 平成 17 年度公害苦情の概要

本県において平成 17 年度に新たに受理された公害苦情件数は 1,399 件で、前年度 1509 件に比べて 110 件減少した（図 1-1）。公害苦情のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型 7 公害の苦情件数は 695 件（全公害苦情件数の 49.7%）で、平成 13 年度以降、減少傾向にある（図 1-2）。

公害の種類別に見ると、典型 7 公害の苦情件数では騒音が 247 件（17.7%）で最も多く、以下、悪臭 189 件（13.5%）、大気汚染 131 件（9.4%）、水質汚濁 99 件（7.1%）の順となっている。また、典型 7 公害以外の苦情では、廃棄物投棄に関する苦情が 334 件（23.9%）となっている（表 1-1）。

典型 7 公害の主な発生源を見ると、「個人」が最も多く、次いで「建設業」、「製造業」の順となっている。また、主な発生原因は、「工事・建設作業」、「流出・漏洩」、「焼却（野焼き）」などとなっている（表 1-2）。

図 1-1 公害苦情件数の推移

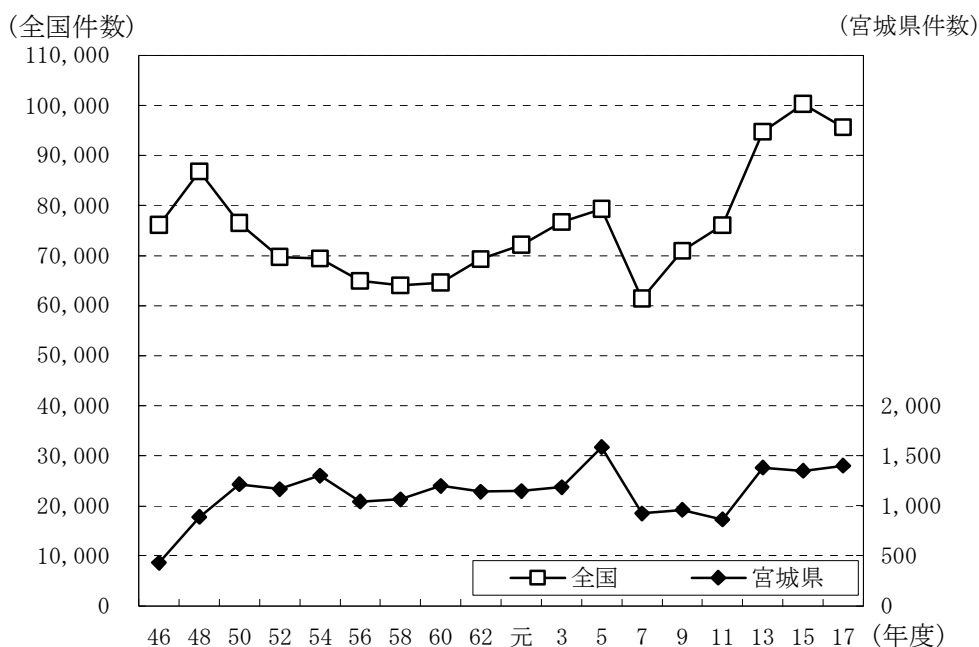


図 1-2 公害苦情件数の推移及び構成比

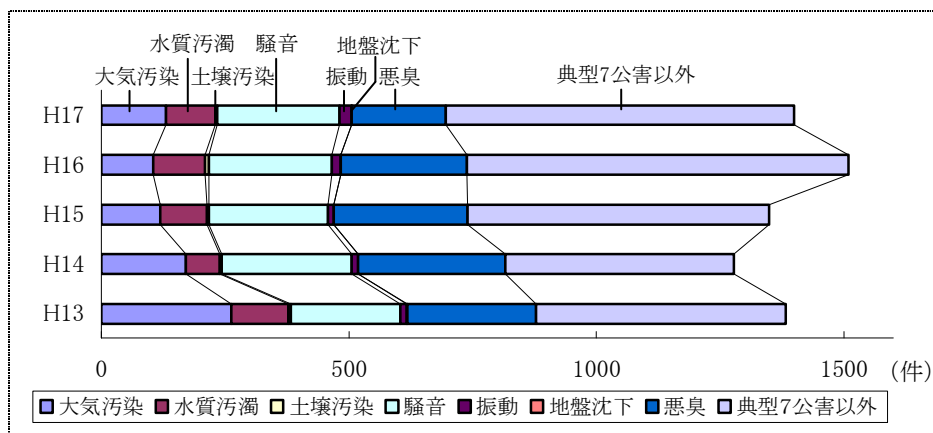


表 1-1 公害の種類・年度別苦情件

年度	総計	典型7公害計								典型7公害以外計		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他		
13	1,382 (100.0)	878 (63.5)	262 (19.0)	115 (8.3)	6 (0.4)	221 (16.0)	13 (0.9)	1 (0.1)	260 (18.8)	504 (36.5)	204 (14.8)	300 (21.7)
14	1,278 (100.0)	816 (63.8)	171 (13.4)	69 (5.4)	3 (0.2)	262 (20.5)	14 (1.1)	0 (0.0)	297 (23.2)	462 (36.2)	196 (15.3)	266 (20.8)
15	1,349 (100.0)	740 (54.9)	119 (8.8)	95 (7.0)	3 (0.2)	241 (17.9)	11 (0.8)	0 (0.0)	271 (20.1)	609 (45.1)	231 (17.1)	378 (28.0)
16	1,509 (100.0)	738 (48.9)	105 (7.0)	105 (7.0)	7 (0.5)	249 (16.5)	17 (1.1)	1 (0.1)	254 (16.8)	771 (51.1)	289 (19.2)	482 (31.9)
17	1,399 (100.0)	695 (49.7)	131 (9.4)	99 (7.1)	4 (0.3)	247 (17.7)	24 (1.7)	1 (0.1)	189 (13.5)	704 (50.3)	334 (23.9)	370 (26.4)

( ) 内は構成比 (%)

表 1-2 公害等の主な発生源・発生原因

区分	総計	典型7公害計								典型7公害以外計		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他		
主な発生源	1,399	695	131	99	4	247	24	1	189	704	334	370
会社・事業所	462	408	68	52	-	172	17	1	98	54	19	35
農業	17	15	-	7	-	1	-	-	7	2	2	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
建設業	131	113	22	1	-	76	8	1	5	18	7	11
製造業	115	107	17	18	-	19	2	-	51	8	2	6
電気・ガス・熱供給・水道業	6	4	1	1	-	1	1	-	-	2	-	2
情報通信業	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業	16	15	1	1	-	7	5	-	1	1	1	-
卸売・小売業	31	28	4	2	-	17	-	-	5	3	2	1
金融・保険業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
不動産業	4	2	-	-	-	1	-	-	1	2	-	2
飲食店、宿泊業	37	34	1	6	-	20	-	-	7	3	1	2
医療、福祉	4	4	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	7	7	3	1	-	2	-	-	1	-	-	-
複合サービス事業	8	7	-	-	-	5	-	-	2	1	-	1
サービス業	53	50	16	9	-	15	-	-	10	3	-	3
公務	9	5	1	1	-	2	-	-	1	4	-	4
分類不能の産業	20	14	1	2	-	3	1	-	7	6	3	3
個人	428	175	49	11	3	48	1	-	63	253	41	212
その他	140	50	9	8	-	21	4	-	8	90	50	40
不明	369	62	5	28	1	6	2	-	20	307	224	83
主な発生原因	1,399	695	131	99	4	247	24	1	189	704	334	370
焼却(施設)	29	28	21	-	-	4	-	-	3	1	-	1
産業用機械作動	54	52	6	1	-	30	2	-	13	2	-	2
産業排水	26	26	-	17	-	-	-	-	9	-	-	-
流出・漏洩	97	91	4	41	1	5	-	-	40	6	2	4
工事・建設作業	101	99	10	1	-	74	9	-	5	2	-	2
飲食店営業	21	20	1	6	-	7	-	-	6	1	1	-
カラオケ	16	16	-	-	-	16	-	-	-	-	-	-
移動発生源(自動車運行)	15	14	-	1	-	10	3	-	-	1	-	1
移動発生源(鉄道運行)	11	11	-	-	-	5	6	-	-	-	-	-
移動発生源(航空機運行)	8	8	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-
廃棄物投棄	246	3	1	-	-	-	-	-	2	243	242	1
家庭生活(機器)	25	23	6	-	-	13	1	-	3	2	-	2
家庭生活(ペット)	60	21	-	-	-	14	-	-	7	39	-	39
家庭生活(その他)	54	32	3	7	1	8	-	-	13	22	5	17
焼却(野焼き)	101	82	68	-	-	-	-	-	14	19	2	17
自然系	206	12	-	5	1	-	-	-	6	194	-	194
その他	147	115	8	5	1	50	1	1	49	32	7	25
不明	182	42	3	15	-	3	2	-	19	140	75	65

## 2 公害苦情の各分類別受理状況

### a 公害の種類別苦情件数

#### (1) 典型7公害

典型7公害の苦情件数は695件で、前年度738件に比べて43件減少した(表1-1)。年次推移を見ると、平成15年度以降、悪臭に関する苦情が減少傾向にある(図2-a-1)。

##### ① 大気汚染

苦情件数は131件で、主な発生源は、「個人」が49件(37.4%)、「建設業」が22件(16.8%)などとなっている(図2-a-2)。また、主な発生原因は、「焼却(野焼き)」が68件(51.9%)で、約5割を占める(図2-a-3)。

##### ② 水質汚濁

苦情件数は99件で、主な発生源は、「製造業」が18件(18.1%)、「個人」が11件(11.1%)などとなっている(図2-a-2)。また、主な発生原因は、「流出・漏洩」が41件(41.4%)、「産業排水」が17件(17.2%)などとなっている(図2-a-3)。

##### ③ 騒音

苦情件数は247件で、主な発生源は、「建設業」が76件(30.8%)、「個人」が48件(19.4%)などとなっている(図2-a-2)。また、主な発生原因は、「工事・建設作業」が74件(30.0%)、「産業用機械作動」が30件(12.1%)などとなっている(図2-a-3)。

##### ④ 悪臭

苦情件数は189件で、主な発生源は、「個人」が63件(33.3%)、「製造業」が51件(27.0%)などとなっている(図2-a-2)。また、主な発生原因は、「流出・漏洩」が40件(21.2%)、「焼却(野焼き)」が14件(7.4%)などとなっている(図2-a-3)。

図2-a-1 典型7公害の苦情件数の種類別推移

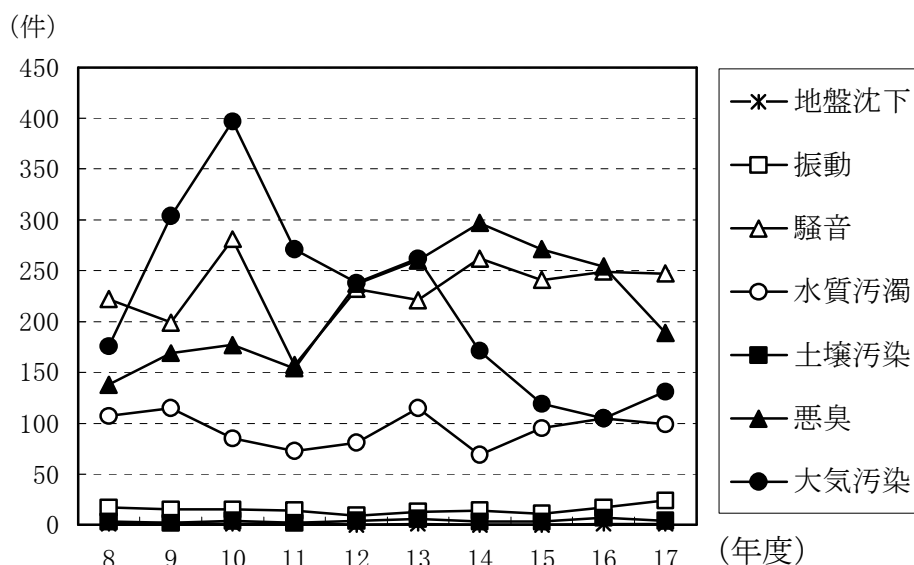


図 2 - a - 2 大気汚染、水質汚濁、騒音び悪臭の主な発生源

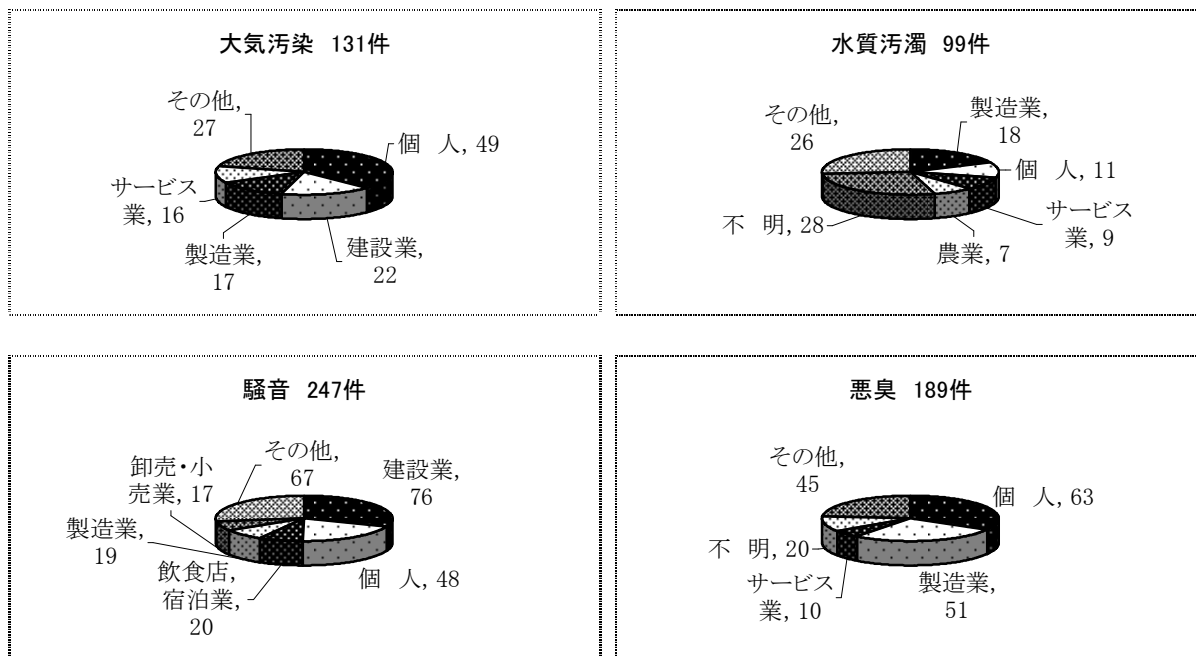
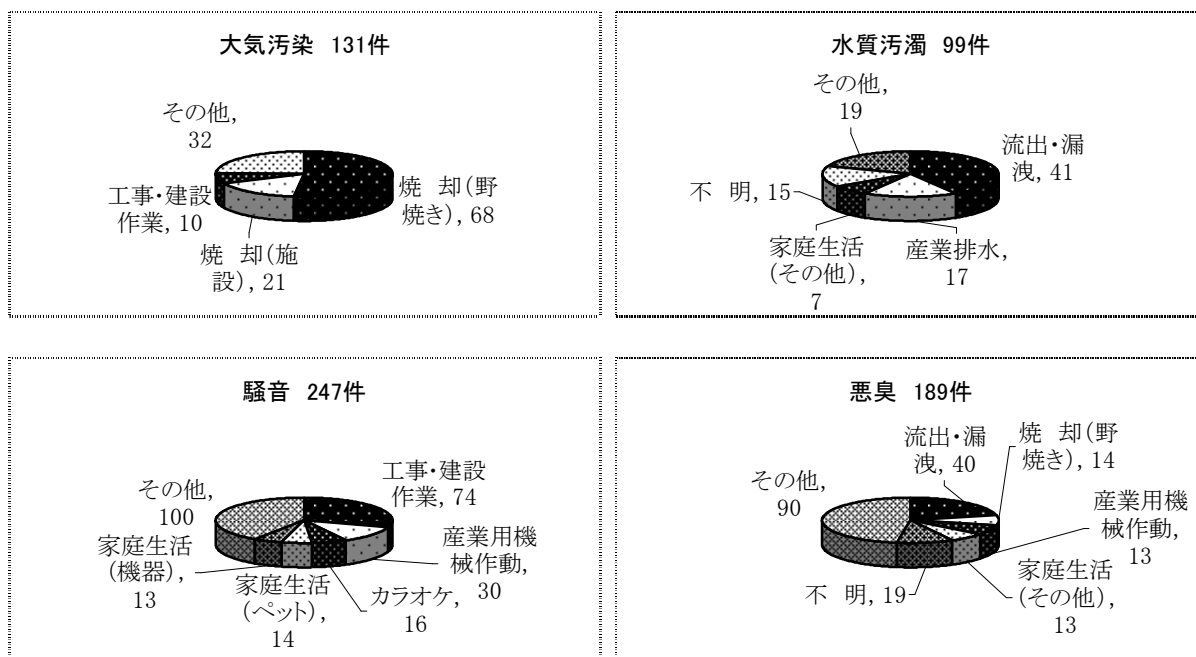


図 2 - a - 3 大気汚染、水質汚濁、騒音び悪臭の主な発生原因



(2) 典型 7 公害以外

典型 7 公害以外の苦情件数 704 件のうち、廃棄物投棄は 334 件であり、典型 7 公害以外の苦情件数の約半数を占めている (表 1-1)。廃棄物投棄の内訳を見ると、生活系 (家庭生活から発生した廃棄物) の投棄が 286 件で最も多くなっている (表 2-a-1)。

表 2 - a - 1 投棄された廃棄物の種類

生活系	農業系	建設系	産業系	合計
286	8	20	20	334

## b 市町村別苦情件数

平成17年度において、市町村が受理した苦情件数は1,376件で、そのうち市部が971件、町村部が405件となっている。

市部は、典型7公害の苦情件数が573件（市部全体の59.0%）で、典型7公害以外の苦情件数を175件上回っている。

一方、町村部では、典型7公害の苦情件数が102件（町村部全体の25.2%）で、典型7公害以外の苦情件数を201件下回っている。

表2-b-1 市町村別苦情受理件数

	総計	典型7公害計								典型7公害以外計	廃棄物 投棄	その他
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭				
仙台市	184	183	23	11	1	115	10	-	23	1	-	1
石巻市	106	101	31	5	-	33	2	-	30	5	1	4
塩竈市	10	9	1	-	-	2	-	-	6	1	-	1
古川市	296	86	29	17	-	23	6	-	11	210	78	132
気仙沼市	51	31	1	2	1	11	1	-	15	20	4	16
白石市	13	3	-	-	-	-	-	-	3	10	9	1
名取市	35	34	16	-	-	8	1	-	9	1	-	1
角田市	95	19	2	6	-	3	-	1	7	76	48	28
多賀城市	91	46	4	3	1	17	-	-	21	45	2	43
岩沼市	23	20	1	8	-	3	1	-	7	3	3	-
登米市	48	24	5	7	-	3	-	-	9	24	21	3
栗原市	17	15	-	3	-	3	-	-	9	2	2	-
東松島市	2	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-
市部計	971	573	113	62	3	221	21	1	152	398	168	230
蔵王町	9	3	-	1	-	2	-	-	-	6	6	-
七ヶ宿町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大河原町	10	3	-	-	-	3	-	-	-	7	1	6
村田町	15	9	2	5	-	1	-	-	1	6	6	-
柴田町	95	16	4	3	-	4	1	-	4	79	4	75
川崎町	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-
丸森町	9	4	-	1	-	-	-	-	3	5	5	-
亘理町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山元町	95	13	-	6	-	-	-	-	7	82	71	11
松島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
七ヶ浜町	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
利府町	50	7	1	1	-	5	-	-	-	43	19	24
大和町	14	12	1	3	-	2	1	-	5	2	2	-
大郷町	16	5	-	3	-	-	-	-	2	11	10	1
富谷町	2	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
大衡村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
色麻町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
加美町	3	3	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-
松山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三本木町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿島台町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩出山町	9	3	1	-	-	2	-	-	-	6	6	-
鳴子町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
涌谷町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田尻町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小牛田町	12	6	-	1	-	3	-	-	2	6	3	3
南郷町	16	-	-	-	-	-	-	-	-	16	-	16
女川町	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
志津川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本吉町	37	11	2	5	1	-	-	-	3	26	26	-
唐桑町	6	3	1	1	-	-	-	-	1	3	2	1
歌津町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町村部計	405	102	13	31	1	26	3	0	28	303	164	139
合計	1,376	675	126	93	4	247	24	1	180	701	332	369



c 用途地域別苦情件数

公害苦情の発生状況は、都市計画法上の区域で見ると、苦情の約 8 割（1,118 件）が都市計画区域内で発生している。住居地域が 583 件（41.7%）で最も多く、都市計画区域内で発生した苦情件数の約半数を占める。

表 2 - c - 1 用途地域別公害苦情発生状況

区分	典型7公害		典型7公害以外		合計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
都市計画区域	612	88.1%	506	71.9%	1,118	79.9%
住居地域	303	43.6%	280	39.8%	583	41.7%
近隣商業地域	30	4.3%	15	2.1%	45	3.2%
商業地域	53	7.6%	18	2.6%	71	5.1%
準工業地域	78	11.2%	23	3.3%	101	7.2%
工業地域	38	5.5%	14	2.0%	52	3.7%
工業専用地域	8	1.2%	2	0.3%	10	0.7%
市街化調整地域	49	7.1%	15	2.1%	64	4.6%
その他	53	7.6%	139	19.7%	192	13.7%
都市計画区域以外の区域	83	11.9%	198	28.1%	281	20.1%
合計	695	100.0%	704	100.0%	1,399	100.0%

d 被害の種類別苦情件数

苦情を被害の種類別に見ると、被害の約 6 割（848 件）が「感覚的・心理的」となっている。

表 2 - d - 1 被害の種類別苦情件数

被害の種類	総計	典型7公害計								典型7公害以外計		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他		
健康	( 1.5 ) 21	18	6	1	0	6	1	0	4	3	0	3
財産	( 1.3 ) 18	11	2	7	0	0	1	1	0	7	3	4
動植物	( 6.9 ) 97	8	0	7	0	0	1	0	0	89	0	89
感覚的 心理的	( 60.6 ) 848	597	103	53	2	238	20	0	181	251	106	145
その他	( 29.7 ) 415	61	20	31	2	3	1	0	4	354	225	129
合計	( 100.0 ) 1,399	695	131	99	4	247	24	1	189	704	334	370

( ) 内は構成比 (%)

e 月別の苦情受理件数

苦情の受理件数を月別に見ると、概ね例年と同様の傾向が見られ、春から夏にかけて件数が増加し、冬にかけて減少する（図2-e-1）。

最も件数が多かったのは8月の187件で、最も件数が少なかったのは1月の61件であった（表2-e-1）。

図2-e-1 月別の公害苦情受理件数

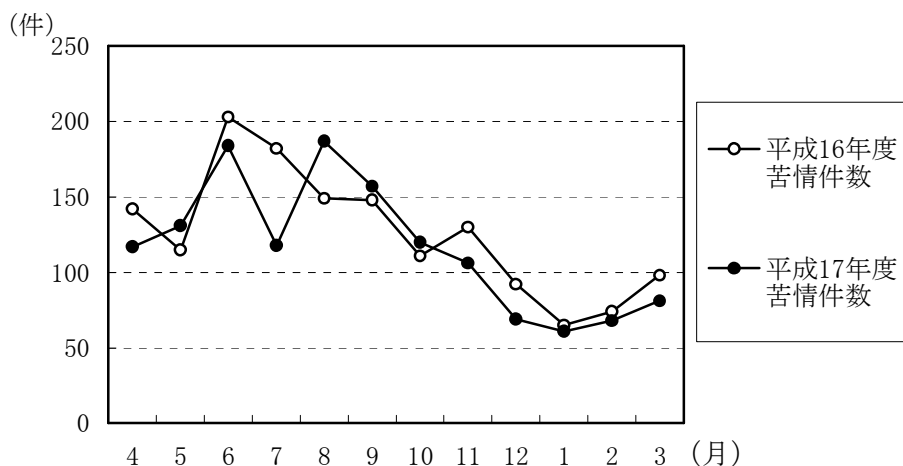


表2-e-1 月別の公害苦情受理件数

月	総計	典型7公害計								典型7公害以外計	廃棄物 投棄	その他
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭				
4月	117 (142)	53 (70)	11 (11)	12 (14)	0 (0)	16 (26)	3 (2)	0 (0)	11 (17)	64 (72)	39 (40)	25 (32)
5月	131 (115)	69 (43)	3 (2)	12 (10)	0 (0)	26 (14)	3 (3)	0 (1)	25 (13)	62 (72)	37 (30)	25 (42)
6月	184 (203)	77 (93)	18 (7)	9 (15)	0 (0)	25 (30)	5 (0)	0 (0)	20 (41)	107 (110)	54 (28)	53 (82)
7月	118 (182)	63 (100)	13 (13)	7 (13)	0 (0)	21 (38)	2 (0)	1 (0)	19 (36)	55 (82)	18 (25)	37 (57)
8月	187 (149)	97 (76)	19 (7)	13 (4)	0 (1)	32 (34)	0 (0)	0 (0)	33 (30)	90 (73)	29 (17)	61 (56)
9月	157 (148)	88 (72)	22 (11)	8 (9)	1 (0)	27 (23)	2 (2)	0 (0)	28 (27)	69 (76)	23 (27)	46 (49)
10月	120 (111)	54 (55)	12 (5)	8 (9)	0 (0)	18 (19)	2 (3)	0 (0)	14 (19)	66 (56)	29 (20)	37 (36)
11月	106 (130)	51 (72)	9 (13)	7 (13)	2 (2)	20 (20)	1 (3)	0 (0)	12 (21)	55 (58)	31 (19)	24 (39)
12月	69 (92)	35 (52)	10 (8)	6 (5)	0 (4)	14 (15)	2 (1)	0 (0)	3 (19)	34 (40)	20 (20)	14 (20)
1月	61 (65)	33 (29)	5 (9)	6 (3)	1 (0)	13 (10)	2 (0)	0 (0)	6 (7)	28 (36)	15 (21)	13 (15)
2月	68 (74)	35 (34)	2 (12)	6 (6)	0 (0)	18 (8)	1 (1)	0 (0)	8 (7)	33 (40)	16 (15)	17 (25)
3月	81 (98)	40 (42)	7 (7)	5 (4)	0 (0)	17 (12)	1 (2)	0 (0)	10 (17)	41 (56)	23 (27)	18 (29)
合計	1,399 (1,509)	695 (738)	131 (105)	99 (105)	4 (7)	247 (249)	24 (17)	1 (1)	189 (254)	704 (771)	334 (289)	370 (482)

( ) 内は前年度件数

### 3 公害苦情の処理状況

平成 17 年度に市町村及び県が処理した苦情の総件数は 1,472 件で、その内訳は、新たに受理した苦情が 1,399 件、前年度からの繰越が 73 件であった。このうち平成 17 年度中に直接処理・解決したものは、1,316 件であり、処理率は 89.4%であった。

表 3-1 公害苦情の処理状況

年度	合 計	直接処理 ・解決	他へ移送			翌年度へ 繰越	その他
			警 察	国の機関	計		
13	1,479	1,340	14	21	35	82	22
14	1,360	1,228	21	12	33	82	17
15	1,425	1,299	13	13	26	72	28
16	1,580	1,433	17	16	33	73	41
17	1,472	1,316	13	23	36	72	48

#### a 公害苦情の発生状況

以下に、平成 17 年度に市町村及び県保健所が受理した苦情のうち、直接処理した苦情の発生状況を示す。

なお、(1)以外の調査項目については、典型 7 公害の苦情のみが調査対象とされている。

##### (1) 苦情申立人の立場

公害苦情の申立は、当然ながら「被害者又は家族から」が最も多く、721 件で 56.7%を占め、次いで「第三者が仲介」が 156 件 (12.3%)、「公的機関が仲介」が 136 件 (10.7%)、「被害者を代表して」が 106 件 (8.3%) となっている。

表 3-a-1 苦情申立人の立場別苦情件数

立場	総計	典型7公害計								典型7公害以外計		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他		
被害者又は家族から	( 56.7 ) 721	482	97	37	4	190	17	1	136	239	50	189
被害者を代表して	( 8.3 ) 106	42	7	16	0	6	1	0	12	64	19	45
公的機関が仲介	( 10.7 ) 136	42	3	18	0	7	3	0	11	94	79	15
第三者が仲介	( 12.3 ) 156	23	6	7	0	5	1	0	4	133	97	36
その他	( 12.0 ) 153	29	9	13	0	1	0	0	6	124	51	73
合計	( 100.0 ) 1,272	618	122	91	4	209	22	1	169	654	296	358

( ) 内は構成比 (%)

(2) 公害の発生態様

公害苦情の発生態様は、「一時的・一過性現象」が282件(45.6%)と最も多く、次いで、「経常的な発生」が132件(21.4%)、「一定期間の常時発生」が53件(8.6%)、「季節的・周期的発生」が43件(7.0%)となっている。

公害の種類別に見ると、大気汚染及び水質汚濁では「一時的・一過性現象」が大半を占めているが、騒音及び悪臭では発生態様は様々である。

表3-a-2 公害の発生態様別苦情件数

発生態様	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
経常的な発生 <sup>1)</sup>	( 21.4 ) 132	16	11	0	46	8	1	50
季節的・周期的発生 <sup>2)</sup>	( 7.0 ) 43	6	8	0	12	0	0	17
一定期間の常時発生 <sup>3)</sup>	( 8.6 ) 53	1	6	0	34	3	0	9
一時的・一過性現象 <sup>4)</sup>	( 45.6 ) 282	69	47	3	87	4	0	72
その他	( 3.9 ) 24	5	8	1	5	1	0	4
不明	( 13.6 ) 84	25	11	0	25	6	0	17
合計	( 100.0 ) 618	122	91	4	209	22	1	169

1) 経常的な発生：ほとんど毎日、工場の操業、牧畜等で発生しているもの

2) 季節的・周期的発生：農業の空中散布、野焼き等既設の発生や1日以上空けて繰り返される発生

3) 一定期間の常時発生：建築・土木工事等により一定の期間中に常時発生するもの

4) 突発的な事項等による一時的・一過性現象として発生するもの

( ) 内は構成比 (%)

(3) 被害戸数

被害戸数は、1戸が351件(56.8%)と最も多く、次いで、2~4戸が29件(4.7%)、5戸以上が13件(2.1%)となっている。

表3-a-3 被害戸数別苦情件数

被害戸数	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
1戸	( 56.8 ) 351	64	26	4	156	13	0	88
2~4戸	( 4.7 ) 29	3	7	0	7	3	0	9
5戸以上	( 2.1 ) 13	1	4	0	3		0	5
不明	( 36.4 ) 225	54	54	0	43	6	1	67
合計	( 100.0 ) 618	122	91	4	209	22	1	169

( ) 内は構成比 (%)

(4) 苦情の対象となった時間帯

苦情の対象となった時間帯は、「昼間」が238件(38.5%)と最も多く、次いで「時間に関係なし」が111件(18.0%)、「朝方」及び「夜間」が57件(9.2%)などとなっている。

公害の種類別に見ると、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭とも「昼間」がその他の時間帯に比べ多くなっている。また、水質汚濁及び悪臭では「時間に関係なし」が、騒音では「夜間」がほかに比べ多い傾向にある。

表3-a-4 苦情の時間帯別苦情件数

時間帯	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
朝方 (午前6時～午前8時)	( 9.2 ) 57	19	8	1	24	1	0	4
昼間 (午前8時～午後5時)	( 38.5 ) 238	55	28	0	82	8	0	65
夕方 (午後5時～午後7時)	( 5.0 ) 31	8	9	0	4	0	0	10
夜間 (午後7時～午前6時)	( 9.2 ) 57	2	3	0	47	2	0	3
一日中	( 7.6 ) 47	1	7	2	16	2	0	19
時間に関係なし	( 18.0 ) 111	14	26	1	16	3	1	50
その他	( 1.1 ) 7	0	1	0	2	0	0	4
不明	( 11.3 ) 70	23	9	0	18	6	0	14
合計	( 100.0 ) 618	122	91	4	209	22	1	169

( ) 内は構成比 (%)

(5) 法令との関係

苦情の対象となった事業活動等について公害規制法令（条例を含む。）との関係を見ると、違反が 92 件（14.9%）、違反なしが 245 件（39.6%）となっている（表 3-a-5-1）。また、その他の法令との関係では、違反が 71 件（11.5%）、違反なしが 200 件（32.4%）となっている（表 3-a-5-2）。

表 3-a-5-1 公害規制法令との関係

関係	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
法令違反								
規制基準違反	81	55	7	1	15	0	0	3
無届・無許可	10	1	7	0	2	0	0	0
その他	1	1	0	0	0	0	0	0
小計	( 14.9 ) 92	57	14	1	17	0	0	3
法令に違反なし								
規制基準内	54	4	6	0	33	6	0	5
適用対象外	191	33	29	0	71	3	0	55
小計	( 39.6 ) 245	37	35	0	104	9	0	60
不明	( 45.5 ) 281	28	42	3	88	13	1	106
合計	( 100.0 ) 618	122	91	4	209	22	1	169

( ) 内は構成比 (%)

表 3-a-5-2 その他の法令との関係

関係	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
法令違反								
無届・無許可	36	28	6	0	2	0	0	0
その他	35	26	3	0	1	0	0	5
小計	( 11.5 ) 71	54	9	0	3	0	0	5
法令に違反なし	( 32.4 ) 200	33	27	0	78	7	0	55
不明	( 56.1 ) 347	35	55	4	128	15	1	109
合計	( 100.0 ) 618	122	91	4	209	22	1	169

( ) 内は構成比 (%)

## b 公害苦情の処理状況

以下に、平成17年度に市町村及び県保健所が受理した苦情のうち、直接処理した苦情の処理状況を示す。

なお、以下の調査項目は、典型7公害の苦情のみが調査対象とされている。

### (1) 処理方法

苦情処理のために行政機関が取った措置は、「発生源側に対する行政指導」が412件(66.7%)、「原因の調査」が133件(21.5%)、「当事者間の話し合い」が19件(3.1%)、「申立人に対する説得」が16件(2.6%)となっている。

表3-b-1 苦情の処理方法

処理方法	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
発生源側に対する 行政指導が中心	( 66.7 ) 412	103	43	2	150	8	0	106
当事者間の話し合 いが中心	( 3.1 ) 19	0	2	0	9	2	0	6
申立人に対する説 得が中心	( 2.6 ) 16	2	2	0	8	0	0	4
原因の調査が中心	( 21.5 ) 133	14	41	2	26	7	1	42
その他	( 6.1 ) 38	3	3	0	16	5	0	11
合計	( 100.0 ) 618	122	91	4	209	22	1	169

( ) 内は構成比 (%)

### (2) 行政上の措置

行政機関が行った措置は、「行政指導」が398件と最も多く、全体の6割以上を占めている。

表3-b-2 行政上の措置

勧告・措置等	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
改善勧告	( 2.8 ) 17	2	3	0	2	0	0	10
改善命令	( 0.2 ) 1	1	0	0	0	0	0	0
行政指導	( 64.4 ) 398	99	43	2	151	8	0	95
条例に基づく措置	( 1.1 ) 7	0	3	0	1	1	0	2
なし	( 31.6 ) 195	20	42	2	55	13	1	62
合計	( 100.0 ) 618	122	91	4	209	22	1	169

( ) 内は構成比 (%)

(3) 申立人の満足度

苦情の処理結果に対する申立人の満足度は、約 4 割以上が満足しているものの、約 1 割があきらめや不満をいただいている。

表 3 - b - 3 申立人の満足度

満足度	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
満足	( 12.1 ) 75	17	20	1	18	0	0	19
一応満足	( 33.0 ) 204	40	23	0	78	7	0	56
あきらめ	( 6.5 ) 40	2	1	1	21	3	0	12
不満	( 4.2 ) 26	4	0	0	10	1	0	11
不明	( 44.2 ) 273	59	47	2	82	11	1	71
合計	( 100.0 ) 618	122	91	4	209	22	1	169

( ) 内は構成比 (%)

(4) 防止対策

苦情処理により、原因者が防止対策を講じたものは 331 件 (53.6%) であった (表 3-b-4-1)。

防止対策の内容は、「作業方法、使用方法の改善」が 148 件 (44.7%)、「営業・操業停止、行為の中止」、「原因物質の撤去、回収、除去」がそれぞれ 45 件 (13.6%) となっている (表 3-b-4-2)。また、防止対策を講じなかった理由として、「話し合い等により解決した」が 56 件 (33.5%) となっている (表 3-b-4-3)。

表 3 - b - 4 - 1 防止対策の状況

状況	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
防止対策を講じた	( 53.6 ) 331	68	55	2	112	5	0	89
防止対策を講じな かった	( 27.0 ) 167	32	26	1	44	9	1	54
不明	( 19.4 ) 120	22	10	1	53	8	0	26
合計	( 100.0 ) 618	122	91	4	209	22	1	169

( ) 内は構成比 (%)



表 3 - b - 4 - 2 防止対策の内容

状況	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
事業所の移転	( 0.0 ) 0	0	0	0	0	0	0	0
機械、施設の移転	( 0.6 ) 2	0	0	0	2	0	0	0
機械、施設の改善	( 10.6 ) 35	6	10	0	9	1	0	9
故障の修理、復旧	( 5.1 ) 17	1	2	0	10	0	0	4
作業方法、使用方法の改善	( 44.7 ) 148	13	20	1	66	2	0	46
営業・操業等時間の変更、短縮	( 2.7 ) 9	0	0	0	9	0	0	0
営業・操業停止、行為の中止	( 13.6 ) 45	31	1	0	7	0	0	6
原因物質の撤去、回収、除去	( 13.6 ) 45	13	15	1	2	0	0	14
被害者の建物等への防止対策	( 2.4 ) 8	2	1	0	3	0	0	2
その他	( 6.6 ) 22	2	6	0	4	2	0	8
合計	( 100.0 ) 331	68	55	2	112	5	0	89

( ) 内は構成比 (%)

表 3 - b - 4 - 3 防止対策を講じなかった理由

状況	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
話し合い等により解決	( 33.5 ) 56	23	4	0	10	2	0	17
対策資金不足	( 3.6 ) 6	1	0	0	5	0	0	0
技術的に困難	( 6.0 ) 10	0	2	0	3	1	0	4
他法令の制約	( 1.2 ) 2	1	0	0	0	0	0	1
その他	( 55.7 ) 93	7	20	1	26	6	1	32
合計	( 100.0 ) 167	32	26	1	44	9	1	54

( ) 内は構成比 (%)

(5) 調停等の申請状況

公害苦情相談窓口で処理された公害苦情のうち、当事者が県公害審査会に調停等の申請をしたものはなかった。